

# 東都生活協同組合のご利用（共同購入事業）に関する規則

## （目的）

第1条 本規則は、東都生活協同組合（以下「当組合」という。）における共同購入事業の利用と利用方法および事故発生時の処理を定める。

2. 当組合の共同購入事業の利用は、組合員にお届けする商品案内から注文を受け、注文された商品を組合員が指定する場所にお届けするシステムをさす。お届け方法は、個人宅配、2人以上の共同購入班への配達などとなる。

3. 当組合の商品を利用する組合員は、本件の内容を確認・同意の上、申し込むものとする。

## （共同購入事業の利用条件と利用代金の支払方法）

第2条 利用代金の支払いについては「商品など利用代金支払規則」に基づくものとする。

2. 利用代金・手数料等の支払いを遅滞している組合員と生計を共にする方は、共同購入事業の利用をお断りすることがある。

## （共同購入事業の利用停止と利用再開）

第3条 利用停止とは、共同購入事業の商品案内または商品のお届けを停止することをさす。組合員が利用停止を希望される場合は当組合に連絡する。

2. 連続8週間商品利用がない場合は、商品案内・OCR注文書等のお届けを停止する。再開を希望される場合は当組合に連絡する。

3. 当組合が供給業務上不適切な事態が想定されると認めた場合、利用停止の措置を取る場合がある。

## （商品のお届け）

第4条 商品は決まった曜日にお届けする。利用方法は、個人宅配、2人以上の共同購入班への配達などとなる。

2. 商品お届け曜日・時間は原則として当組合が定めるものとする。

3. 商品のお届け場所は、個人または共同購入班とあるが、予め確認した場所とする。変更がある場合には、事前に当組合に連絡する。

4. 商品の受け渡しにより、所有権が移転するものとする。

5. 商品お届け時に組合員が不在などで受け渡しができない場合は、確認したお届け場所（指定場所）に商品を留め置くものとし、原則、持ち帰りや再配達はおこなわない。留め置きした場合にも商品の所有権が移転したものとし、その後の事故について当組合が責めを負わないものとする。なお、当組合は商品保管に使用するセキュリティツールの貸与を組合員の申し出により応じるものとする。

## （商品のお届けができない場合）

第5条 天変地異や災害、生産者・製造者の都合または注文数量が予定を上回ったことなどにより、商品を注文どおりお届けできない場合は、お届け日の変更、お届けの中止またはお届け数量の削減または当組合が定めたルールによる代替品をお届けする場合がある。これらの事情については、お届け日に文書等をもってお知らせするものとし、返金などが発生する場合については、当組合の定めにより返金処理をおこなうものとする。

## （商品の返品）

第6条 お届けした商品が不良または商品案内と相違している場合、当組合は良品との交換または返金（請求訂正）をおこなう。

2. 食品、開封後の書籍・CD/DVD/ブルーレイ等、各種チケット類、工事付き商品、園芸商品（資材・機材除く）、コープ化粧品（未開封のシュリンク商品、バージンシール付き商品除く）、パーソナル関連商品、季節商品（お飾り等）等の良品については、原則返品できない。その他の商品については、未開封に限り、商品のお届けから2週間以内の期限内に返品することができる。

## （改廃）

第7条 本規則の改廃は、理事会で行う。

## （附則）

1. 本規則は、2013年10月24日に制定

2. 本規則は、2013年11月21日に改正し、同日より施行する。